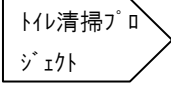
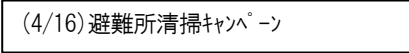
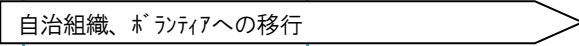


5. 清掃プロジェクト

段階ごとの避難所清掃プロジェクト

段階	震災直後～約2週間 (3/11～3/25)	～約4週間後 (～4/8)	～約6週間後 (～4/22)	6週間後以降 (4/22～)
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・(3/17～) 石巻赤十字病院が避難所サ ーベイングスを実施 ・(3/22～) 当所が避難所サーベイングスを実 施 ・(3/25～) 石巻市等との計画案調製 	3/25～ 	 (4/16)避難所清掃キャンパ ーン 4/16～土足禁止、トイレを含 めた清掃習慣周知	 自治組織、ボ ランティアへの移行

(1) トイレ清掃プロジェクト

【目的】

- ①避難所屋内トイレ、屋外仮設トイレを衛生的に管理することによる感染症、食中毒等の発症を予防する。
- ②トイレを衛生的に利用する方法を周知する。
- ③高齢者に対し配慮する。(簡易トイレの普及促進)

【実施期間】

3月25日から4月16日まで

①概要

【3月24日】

石巻赤十字病院から電話を受けた。電話の内容は、現在、石巻市内の避難所のトイレで衛生問題が生じているため、早急に対策をとりたいというものであった。

同日、避難所に設置されている仮設トイレの汲み取りをしてほしいと住民から苦情を受け、石巻環境保全事業協同組合に電話で依頼した。

【3月25日】

石巻赤十字病院とともに石巻市立釜小学校、湊中学校及び渡波小学校を現地調査したところ、水洗トイレの配管を詰まらせている一方、仮設トイレを使用する者が少ない状況にあり、不潔な水洗トイレに行った靴で居住区等に入ることにより避難所全体を不衛生にしていることが把握された。

3月25日から石巻市生活環境部、福祉部、健康部等と協議に入り、28日、「トイレ衛生化計画」を立案した。

この計画では、水の供給量が不十分な場合は、屋内水洗トイレは不衛生になりやすいことから、衛生確保のため、なるべく屋内のトイレを使用しないようにすること、夜間は安全性等を考慮し女性や老人等は屋内の一角を仕切り簡易トイレやポータブルトイレを設置し使用することとした。

しかし、この時、当所では簡易トイレ等の入手が困難であったため、塩素系消毒液もあわせて石巻赤十字病院から提供を受けた。

【3月28日】

仮設トイレと簡易トイレの石巻市への納入状況について県災害対策本部に確認した。

【3月29日】

石巻環境保全事業協同組合を訪問し、仮設トイレの汲み取り状況について聞き取り調査するとともに「トイレ衛生化計画」を説明した。

【3月30日】

渡波公民館を皮切りに避難所 11 箇所で、当所職員、石巻赤十字病院看護師らと避難者とが一緒にトイレ、廊下、住居区を掃除した。このことにより避難者が自ら清掃することを促すとともに清掃・消毒方法を周知した。

【4月5日】

できるだけ多くの避難所に短期間で清掃消毒の重要性を周知するため、石巻市に全国から派遣され避難所を巡回していた保健師に「トイレ衛生化計画」について説明し、避難所での実践を依頼した。

(2) 避難所清掃キャンペーン**【目的】**

避難所の清掃を行い土足禁止の啓発及び衛生的な居住環境を確保する。

【実施期間】

4月16日から全避難所完了まで

①概要

前出のトイレ清掃プロジェクトの実践者は当所職員らが中心であったが、4月16日の「避難所清掃キャンペーン」では、石巻市、当所、ボランティアの総勢80名以上で19か所の避難所を一斉に訪問し、避難所責任者や避難者が主体になり掃除・消毒するよう誘導した。

当初の予定では、4月9日で計画していたが、4月7日に宮城県沖でマグニチュード7.1の地震が発生しその対応が必要となったため、4月16日に延期した。

基本方針を「とりあえず一回、その避難所でできる範囲の清掃をしましょう。清掃した場合には、できるところから土足禁止をしましょう。避難所の清掃を習慣づけましょう。」とした。

4月16日以降は、石巻市とボランティアが中心となって活動し、石巻市内の全避難所の居住の衛生環境が、順次、改善されていった。

6. 震災廃棄物対策

(1) 水産廃棄物の処理

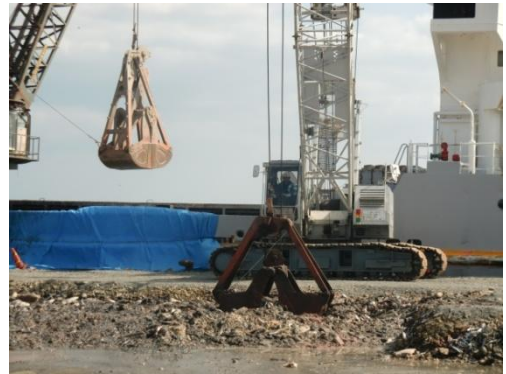
県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約 35,000 トンについて陸上処分が非常に困難になり、環境省は指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を平成 23 年 4 月 7 日に公布した。

東部地方振興事務所水産漁港部漁業調製班等と連絡調整し、4 月 12 日、水産廃棄物の海洋投棄積み込み作業に立ち合った。

海洋投棄するものは生ものの冷凍品のみで、加工品は山形県内の産業廃棄物業者にて焼却処分した。腐敗の進んでいないものの一部は、塩釜市内のミール工場に搬出された。

作業フローは、各社から西漁港に水産物を搬送し、そこで梱包材を除去したものを東漁港に搬送、約 1,000 トンの運搬船に積み込み、往復約 13 時間かけて 1 日 1 回 55 海里海域に投棄した。

除去した梱包材は災害廃棄物として石巻市の一次仮置場に搬入した。



【運搬船に積み込みされる水産廃棄物】

(2) 水没した廃棄物の処理

4 月 18 日、水没し腐敗し始めているサイロに入った牛のエサ 2 万 6 千トンを県畜産課が窓口となり、石巻港湾事務所等の関係機関で協議した結果、石巻工業港に仮置きする予定があるとの情報が県廃棄物対策課から寄せられ、4 月 19 日、サイロと仮置き予定地を確認した。

仮置きした後、一部埋め立て処理し、一部は肥料とする計画となった。

(3) 仮置き場の監視

平成 23 年 3 月 14 日付けで環境省東北地方環境事務所から「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震の被害状況の把握について」依頼があり、5 月から一次仮置き場に搬入された災害等廃棄物量を関係市町から週 1 回、情報収集し、県廃棄物対策課に報告している。あわせて、現地を調査し仮置き場の現況を、県震災廃棄物対策課に写真等を含めて情報提供した。

木くずや可燃物は発火と発熱防止の観点から、積み上げ高さを制限すること、火災発生の原因になるものを取り除くことなどを管理者に対し助言した。

既にチップ化されてしまった木くずと砂の混合物については、発火防止の観点から砂を除去し、木くずは早急に再生処理可能な業者に引き渡すよう助言した。

8 月 23 日の夜に一次仮置き場（石巻市渡波長浜）で火災が発生し、24 日に現地を調査した。

原因は、廃家電の中の電池がショートし、可燃物に引火したものと推測されたため、今後は木くずに限らず、廃家電等にも十分注意していくことで石巻市災害廃棄物対策課担当者と確認した。

9 月 28 日の午前 6 時ごろ、一次仮置き場（石巻市湊字御所入山）で火災が発生し、9 月 29 日、10 月 3 日、6 日、18 日、20 日に現地調査及び現地指導を行った。燃え残った廃棄物は、一部を石巻工業港に、一部を敷地内の他の場所にガス抜き管を設置して移動した。熱が内部に蓄積しないよう、天地返しの作業を行った。

【初期】

- ・ 4 月 8 日 一次仮置き場の調査：石巻市（南境地区、石巻工業港地区）
- ・ 4 月 14 日 一次仮置き場の調査：女川町（女川港地区）、石巻（雄勝地区）
- ・ 4 月 21 日 一次仮置き場の調査：登米市（豊里地区、柳川商事）
- ・ 4 月 22 日 一次仮置き場の調査：石巻市（河北地区、北上地区）

（※5 月以降も 11 月末頃まで随時、担当者と産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃 G メン）が調査した。）